

重複保険における 求償権の行使に関する一考察

——任意自動車保険の他車運転特約同士の重複——

山下 徹 哉*

目 次

- 1 はじめに
- 2 本件の事案および判旨
 - (1) 事 案
 - (2) 判 旨
- 3 本判決の判示内容の検討
 - (1) 総 説
 - (2) 論点②について
 - (3) 論点①③について
- 4 保険者の求償権行使において被保険者・保険契約者の意向を尊重するための方策の検討
 - (1) 総 説
 - (2) 被保険者による保険金請求権の放棄
 - (3) ほかの保険者の負担部分も自社が負担する旨の約款規定
- 5 おわりに

1 はじめに

重複保険とは、2以上の損害保険契約の各保険者が行うべき保険給付の額の合計額が填補損害額を超える場合をいう（保険法20条2項¹⁾）。填補損

* やました・てつや 京都大学大学院法学研究科教授

1) 山下友信『保険法（下）』（有斐閣，2022）105頁・108頁。

害額とは「損害保険契約によりてん補すべき損害の額」であるから（保険法18条1項）、2以上の損害保険契約が同一の損害に対して填補することとなっていて、その保険給付の額の合計が当該損害の額を超えてしまう場合が重複保険に当たる。

保険法は、同一の損害を填補する複数の保険契約がある場合であっても、各保険者は被保険者に対して填補損害額の全額（独立責任額。他の損害保険契約がないとする場合における各保険者が行うべき保険給付の額）を支払う義務を負うとする（保険法20条1項）。他方で、被保険者は被った損害額を超えて保険金の支払を受けることはできないため、重複保険の状態にある場合に、1の保険者が保険給付を行えば、その額において他の保険者は保険金支払義務を免れる²⁾。その場合に、各保険者は独立責任額に基づく按分で定められる自己の負担部分を超えて支払った保険金の額について他の保険者に求償することができる（保険法20条2項）。

以上の保険法における重複保険の規律は、平成20年改正前商法下における重複保険の法ルール・実務運用を大きく修正したものである³⁾。保険法制定後は、従来とは異なり、第1に、保険者間で求償関係が生じ、第2に、異なる保険給付の調整ルールが競合するという新たな事態が生じ得るようになった⁴⁾。そこで、これらの場合の法律関係につき、検討が必要となる。本稿の筆者は、以前に、この問題に関する検討をしたことがあるが⁵⁾、わが国における具体的な保険商品を念頭に置かない、抽象的な検討・分析に止まっていた。そうしたところ、最近、保険法下で重複保険における求償権行使について判断した初めての公表裁判例が現れた（東京地判令和2年6月22日判時2496号45頁。以下、この裁判を「本件」といい、この裁判で下された東京地裁の判決を「本判決」という）。本稿では、本件を題材に、

2) 山下（友）・前掲注1）111頁。

3) 山下（友）・前掲注1）105頁～106頁。

4) 山下徹哉「重複保険における保険者間の法律関係に関する一考察」保険学641号（2018）3頁。

5) 山下（徹）・前掲注4）1頁以下。

重複保険の場合における保険者間の求償権の行使に関する法律関係について考察することにした。

以下では、まず、本件の事案および本判決を紹介し(2)、本判決の判示内容を検討する(3)。その上で、他車運転特約同士の重複保険の場合に、保険者の求償権行使に被保険者の意向を反映させるための方策について検討する(4)。最後はまとめである(5)。なお、本稿の筆者は、本判決の評釈を公表しているが⁶⁾、紙幅の関係で、現行法・約款を前提とする検討にとどまった。そこで、約款等における別途の対応の可能性について4で検討するとともに、3では、拙評釈の脱稿後に公表された判例評釈⁷⁾も検討対象に加えて検討を行う。

2 本件の事案および判旨

(1) 事 案

X（原告）およびY（被告）は、いずれも共済事業を行う協同組合連合会である。後記する本件事故当時、訴外Aは、Xとの間で、記名被共済者をA、被共済自動車を甲車とする自動車共済契約（以下「X共済」という）を締結しており、また、Aの父であり、Aと同居する訴外Bは、Yとの間で、記名被共済者をB、被共済自動車を乙車とする自動車共済契約（以下「Y共済」という）を締結していた。X共済にも、Y共済にも、他車運転特約が付されており、記名被共済者、その配偶者または記名被共済者の同居の親族等（以下「被共済者等」という）が運転中の他の自動車についても、当該自動車を被共済自動車とみなして、賠償責任条項を適用する旨が定められていた。

Aは、平成24年12月2日午後6時54分頃、訴外C所有の普通乗用自動車

6) 山下徹哉「判批」リマークス65号（2022）97頁以下。

7) 濱口弘太郎「判批」判評761号（2022）18頁以下および平沼大輔「判批」損保84巻4号（2023）129頁以下。

(丙車。以下「本件車両」という)を運転中に、同車を道路脇の電柱および車庫に衝突させ、同乗していたCを死亡させた(以下「本件事故」という)。

Aは、平成24年12月13日、Xに対し、本件事故に関する自動車共済金請求書を提出した。X担当者は、平成25年1月24日、Aに対し、Yにも本件事故を報告するように要請し、またCの相続人である訴外D、EおよびF(以下「Dら」という)から本件事故に関する損害賠償請求について委任を受けた弁護士Gが、平成25年6月19日、Yに対し、本件事故に関する損害賠償請求をする予定である旨の通知をするなどして、Yも損害賠償の交渉を開始した。

Dらは、平成26年8月29日、Aに対し、本件事故に係る損害賠償を請求する訴えを提起し、山形地方裁判所は、平成27年12月22日、Aに対し、Dらに総計2788万6952円およびその遅延損害金を支払うよう命ずる判決を下し、同判決が確定した(以下「本件確定判決」という)。同事件におけるAの弁護士費用はYが支払うとともに、同事件の期日にはY担当者が立ち会うこともあった。

Aは、平成28年3月28日、Xに対し、本件確定判決に基づく共済金の支払を請求する訴えを提起した。山形地方裁判所新庄支部は、Xに対し、本件確定判決に基づく損害賠償債務の元本・遅延損害金等をDらに支払う旨の和解案を提示した。

Xは、平成29年8月9日、Dらに対し、本件確定判決に基づく損害賠償債務を支払うとともに、訴外H社およびI社に対し、電柱および車庫の復旧費用を支払った(以下、これらの債務を併せて「本件損害賠償債務」といい、Xによる同債務の支払を「本件支払」という)。

Xは、X共済とY共済が保険法20条の重複保険に該当する旨主張し、Yに対し、保険法20条2項に基づき、自らの負担部分を超える部分の求償として、Xが支払った本件損害賠償債務のうち2分の1に当たる1769万6786円の支払を求めて、本件訴えを提起した。

Xの請求を拒むためのYの主張は、第1に、自動車保険における保険法

20条2項に基づく保険者の求償権行使に当たり被保険者・保険契約者の同意が必要であるところ、本件でX共済の契約者・記名被保険者であるAは、Xによる求償権行使に同意していない（論点①）、第2に、X共済の他車運転特約には、他の自動車の共済契約等に優先して損害に対して共済金を支払う旨の定め（以下「本件優先払特約」という）があるから、本件支払はXの負担部分を超える保険給付とはいえ、保険法20条2項の要件を満たさない（論点②）、第3に、Xによる求償権行使は、A・Bの意思に反する上、このような求償権行使は、各保険会社間で填補損害額を巡って無用な紛争を惹起する恐れがあり、また保険会社の実務運用でも自動車保険において保険法20条2項による求償権行使がなされていない実情等に照らせば、Xによる求償権行使は、商慣習に反し、または権利の濫用に当たる（論点③）、というものである。

本判決は、Yの前記主張を全て排斥し、Xの請求を一部認容した⁸⁾。

なお、Yは、保険法20条は物保険のみに適用され責任保険には適用されない、求償権行使の範囲として遅延損害金を含まない、などとも主張したが、これらの主張を否定する本判決の判断に異論はないと思われるため⁹⁾、検討を省略する。

(2) 判 旨

ア 論 点 ①

「本件事故については、X共済及びY共済がいずれも本件損害賠償債務をてん補することになるから、保険法20条の重複保険の規定が適用され、本件支払のうち、Xの負担部分を超える部分については、Xは、Yに対し、求償することができる」。

8) 本判決は、求償債務の遅延損害金の起算日を原告主張より後の日と判断したため、請求の一部認容となった。実質的には全部認容判決といえる。

9) これらの点につき、濱口・前掲注7)21頁・23頁も平沼・前掲注7)135頁も判旨賛成である。

「保険法20条の適用にあたって、被保険者の同意を要するとすべきかについてみるに、同条には、被保険者の同意を要するとの定めはなく、この点に関するYの主張は、独自の見解であって、採用することはできない。」

イ 論点②

「そもそも、約款の解釈にあたっては、基本的には、文言解釈を基本としつつ、当該契約全体や約款の各条項の趣旨を考慮して、合理的な意義を探求するのが相当である。」

「X共済の他車運転特約には、第1条に定義規定が置かれており、『他の自動車』とは、被共済者等が所有する自動車以外の自動車（これらの者が常時使用する自動車を除く。）をいい、『他の自動車の共済契約等』とは、この共済契約の全部又は一部に対して支払責任が同じである他の自動車について適用される共済契約又は保険契約をいうものとされている。

そして、『他の自動車の共済契約等』にいう『他の自動車』の意義については、上記定義規定における「他の自動車」と別異に解すべき合理的理由はないことに照らすと、X共済約款(7)第3条〔他車運転特約〕の『他の自動車の共済契約等』とは、被共済者等が所有する自動車以外の自動車（これらの者が常時使用する自動車を除く。）の共済契約等をいうものと解される。

以上を前提として、文言解釈を検討するに、確かに、……本件車両がX共済約款(7)第3条の『他の自動車』に該当すること、本件事故には、X共済及びY共済の他車運転特約がいずれも適用されることにも鑑みると、Y共済は、文言上、『他の自動車』である被害車両〔原文ママ。本件車両のことか〕に適用される共済契約に当たるとして、本件優先払特約が適用されるようにも思われる。

しかしながら、……Y共済の他車運転特約が適用される場合には、本件車両をY共済の被共済自動車つまり乙車とみなすことになるから、Y共済は、X共済約款(7)第3条の『他の自動車』である本件車両に適用される

共済契約ではなく、本件優先払特約は適用されないという文言解釈も成り立ち得る。」

本件優先払特約「は、『他の自動車』を借りて運転中に事故を発生させた場合に、運転者が加入している保険の他車運転特約に基づく支払を『他の自動車』を被保険自動車として加入された保険よりも優先して行うことで、『他の自動車』の所有者に等級低下等の不利益を負わせないようにすることを狙った規定である……。他方、本件優先払特約が、他車運転特約同士が重複する場合に、常にX共済が優先的に適用されることを定めた規定であるというべきその制度趣旨上の根拠は見当たらず、むしろ、Xにとって過大な負担を課し、損害の公平な分担を図るという点からも相当ではない。」

「その規定の趣旨に照らして、本件優先払特約にいう『他の自動車の共済契約等』とは、他の自動車に付された共済契約等をいい、他の自動車に対して、優先払特約〔原文ママ。『他車運転特約』の誤りか〕により適用される共済契約等は、これに当たらない」。

ウ 論点③

「自動車保険においては、保険法20条2項を適用しないとす商慣習が成立しているとまで認めるに足りる証拠はなく、本件のように、各自動車保険の適用が重複する場合において、求償権の行使が一切許容されないこととすると、損害の公平な分担を図ることが困難となり、先に損害賠償債務を支払った保険会社のみが、その義務を負担することになる一方、これを支払わなかった保険会社は、その支払義務を免れることになるのであって、不公平な結果を生じかねないこと、このような見解によると、各保険会社は、重複保険がある場合には、自らは損害賠償債務の支払を拒むなどして、他の保険会社に損害賠償債務を支払わせようとするにもなりかねず、被害者保護にも反する結果となり得ることからすると、かかるYの主張を採用することはできない」。

「X共済及びY共済の約款上、一方の共済の記名被共済者が、他方の共済の被共済者（記名被共済者の同居の親族等）となる場合における優劣関係等を定めた規定は見受けられず、そのような場合だけを特別扱いとする合理的理由があるとまで認め難いことも踏まえると、Y共済の保険料が増額することをもって、本件求償権の行使が、商慣習に反するとか、権利の濫用に当たるとまでいうことはできない。」

3 本判決の判示内容の検討

(1) 総 説

本件で問題となった他車運転特約は、他車運転危険特約などとも呼ばれ、任意自動車保険の記名被保険者またはその家族が、被保険自動車以外の自動車（以下「他車」という）を一時借用して運転している最中に事故を起こした場合に、一定の要件の下で他車を被保険自動車とみなして任意自動車保険の担保範囲を拡張するものである。

他車運転特約には、本件優先払特約と同様の自保険優先払条項を置く例が見られる。後記(2)で説明するように、同条項は、一時借用中の自動車の所有者（貸主）加入の保険との間で保険給付を調整することを目的に置かれたものである。しかし、本件で問題になったのは、ほかの他車運転特約との間で自保険優先払条項の適用があるかである。この点を含め、他車運転特約同士が重複する場合の両者の関係は、従来議論されてこなかった問題である。

本件の論点を詳細に見れば、第1に、論点②は、他車運転特約における自保険優先払条項の趣旨をどう考えるべきかという問題である。第2に、論点①は、他車運転特約のみならず、自動車保険一般について、利用可能な複数の保険があるときにどの保険を利用するかを被保険者・保険契約者の意思に委ねるべきか否かという問題であり、同じことが権利濫用等という一般条項の適用の中で争われたのが論点③である。そこで、第1点目を

(2)で、第2点目を(3)で順に検討する。

(2) 論点②について

本件において、X共済の他車運転特約には自保険優先払条項（本件優先払特約）があったことが認定されている一方で、Y共済の他車運転特約には——判旨で明示的に認定はされていないものの——同条項はなかったものと推測される¹⁰⁾。そのため、他車運転特約により本件車両に適用されるY共済がX共済の本件優先払特約にいう「他の自動車の共済契約等」に当たることが問題となる。これを肯定するなら、X共済がY共済との関係で優先払となり、両共済は重複保険とならないからである¹¹⁾。

本判決は、約款解釈の一般論として、文言解釈を基本としながら、当該契約全体や約款の各条項の趣旨を考慮して合理的な意義を探求するのが相当であるとする。この一般論は、学説による分析として、裁判例における保険約款の解釈方法のあり方として指摘されるものと一致している¹²⁾。そして、本件では複数の文言解釈が成り立ち、決め手に欠けることから¹³⁾、

10) Yのウェブページで確認できる平成24年4月1日から平成25年3月31日までを始期とする家庭用自動車共済の他車運転特約には、自保険優先払条項が存在しない。

11) なお、X共済にもY共済にも自保険優先払条項があった場合は、本判決の判示のように「他の自動車の共済契約等」に他車運転特約により適用される共済契約等を含まないと解するか、相互矛盾する条項（自保険優先払条項）の競合があるため、それを適用する前提を欠くと解するかの違いにより、結論として、通常重複保険になると解される。後者の解釈について、山下（友）・前掲注1）114頁。また、ドイツ法および米国法が後者と同様の解釈をとっていることについて、山下（徹）・前掲注4）16頁・22頁。

12) 山下友信『保険法（上）』（有斐閣、2018）151頁。

13) ただし、文言解釈の2つの可能性である「Y共済は……『他の自動車』である本件車両に適用される共済契約ではなく」という解釈（前記2(2)イ）は、Y共済において本件車両を被共済自動車である乙車とみなすことがX共済の「他の自動車」の解釈に影響を与える根拠が必ずしも明らかではない。Y共済という一つの契約の中での擬制が、X共済という別の契約にも及ぶといえるのはなぜなのか。もっとも、技巧的な解釈ではあるが、文言解釈として不可能とまではいえないといわれれば、そうかもしれない。また、本件優先払特約の趣旨を考えれば、このような文言解釈を認める必要性も認められるといえるので、結論としてこの判示は問題ないと考えられる。

本件優先払特約の趣旨を考慮して、結論を導き出す。

本件優先払特約の趣旨について、本判決は、本件優先払特約のような自保険優先払条項は、もともとは他車運転特約同士ではなく、一時借用中の自動車の所有者(貸主)加入の保険との間で保険給付を調整することを目的に置かれたものであるとする。借用自動車の所有者(貸主)が同車について任意自動車保険を付保している場合に、借用運転者が事故を起こせば、事故により生じた損害について、他車運転特約(借用運転者加入の保険)による保険給付と借用自動車に付保された保険(貸主たる車両所有者加入の保険)による保険給付が重複し得るからである。

しかし、他車運転特約における給付調整ルールには変遷が見られる¹⁴⁾。まず、平成10年よりも前は、「他の自動車の保険契約等」による支払の後になお損害が残る場合に、その残存部分のみを他車運転特約から支払うとする自保険劣後払条項が置かれていた(劣後適用)¹⁵⁾。

平成10年以降保険法制定までの間は、逆に、本件優先払特約と同様の自保険優先払条項が置かれていた(優先適用)。貸主加入の保険ではなく、借用運転者加入の保険から保険給付を行うことが一般通念に合うことから、それを実現するために、自保険優先払条項を置いたという¹⁶⁾。任意自動車保険には、通常、他の保険契約により優先して保険金が支払われる場合にはその額を差し引いた額についてのみ保険金を支払う旨の規定がある¹⁷⁾。そのため、借用運転者加入の任意自動車保険の他車運転特約に自保険優先

14) 他車運転特約の沿革について、吉田大輔「他車運転危険担保特約と重複保険」勝野義孝先生古稀記念『共済と保険の現在と未来』(文眞堂、2019)380頁～384頁参照。

15) 加瀬幸喜「他車運転危険特約」『(金判別冊3号)自動車保険の法律問題』(経済法令研究会、1991)157頁。

16) 自保険優先払条項の趣旨について、星野明雄「新型自動車TAP開発について」損保61巻1号(1999)103頁。確かに、事故の責任は、車両を貸し出しただけの車両所有者(貸主)ではなく借用運転者が第一義的に負うべきであるという考え方は、多くの人が持つものと考えられる。

17) 「自動車保険の解説」編集委員会『自動車保険の解説2017』(保険毎日新聞社、2017)228頁～229頁参照。

払条項があれば、貸主が借用自動車に付保した任意自動車保険との関係で、他車運転特約が優先払となり、その後になお残存する損害がある場合にのみ借用自動車の保険が保険給付を行うことになる¹⁸⁾。

いずれにせよ、保険法制定までの間は、借用運転者加入の保険（他車運転特約）と貸主加入の保険との間の優先劣後関係が明示されていた。このような場合、両保険は同一の損害に対して填補することにより給付が重なるという関係に立たないから、重複保険は生じない¹⁹⁾。

これに対し、保険法制定後は、自保険優先払条項を削除することが一般化している²⁰⁾。この場合は、借用運転者加入保険の他車運転特約と貸主加入の保険との間で保険給付に係る優劣はないから、重複保険となる²¹⁾。

保険法制定前後の変遷の理由は必ずしも明らかではないが、次のような事情によるものと推測されている²²⁾。保険法制定前の保険実務は、重複保険時の処理として、独立責任額の割合で保険金支払を分担する方法（独立責任額按分主義）を約款で定めていた²³⁾。そのため、他車運転特約に自保険優先払条項がなく、重複保険となるなら、借用運転者は自己が加入する保険の他車運転特約と貸主加入の保険の両方に請求しなければ損害全体の填補を受けることができない。貸主加入の保険に対して請求しなくて済むようにするため、自保険優先払条項を必要としたわけである。しかし、保険法20条は独立責任額全額主義を採用したから、自保険優先払条項がなくても、借用運転者は自らが選択して請求した保険契約（例えば、自己が加入する保険の他車運転特約）から損害全額の填補を受けることができる。そこ

18) 吉田・前掲注14) 386頁注17。

19) 保険法の下での説明であるが、嶋寺基『新しい損害保険の実務』（商事法務、2010）95頁、山下（徹）・前掲注4）8頁注13・30頁参照。

20) 損害保険料率算出機構の自動車保険標準約款においては、平成30年5月改訂により、他車運転特約から自保険優先払条項を削除している。

21) 坂東司朗「任意保険の実務」森富義明＝村主隆行編著『交通関係訴訟の実務』（商事法務、2016）52頁、吉田・前掲注14) 385頁～387頁。

22) 吉田・前掲注14) 383頁～384頁。

23) 山下（友）・前掲注1）105頁～106頁。

で、両者の優先劣後関係を決めてしまうのではなく、むしろ他車運転特約と貸主加入の保険との間でどちらを選択して請求するかは、被保険者の意思に委ねればよいと考えられたという。

本件では、X共済にのみ自保険優先払条項があり、Y共済には同条項がなかった。保険法制定後の自保険優先払条項を削除する動きの中で、X共済があえて自保険優先払条項を残していることに注目して、他車運転特約同士の調整においても優先払をする趣旨であると評価する余地はあるだろうか。しかし、沿革からいえば、他車運転特約同士の調整は、自保険優先払条項の趣旨に含まれておらず、X共済はかかる従前の約款規定を維持しているに過ぎない。また、X共済が、他車運転特約同士が重複する場合に常に優先払をする意図を有していたとは、その負担の重さからいって、想定しがたい。そのため、X共済が他車運転特約同士の調整でも優先払をする趣旨で、あえて本件優先払条項を置いていると考えることは難しいと思われる²⁴⁾。

先行評釈では、他車運転特約は、「1台1契約の原則」の例外として、他車を借用して運転する間は当該他車に被保険自動車のリスクが移転すると評価できるから、他車運転のリスクを負担するものである、Aが本件車両を運転中に同車両に移転するリスクはA所有の甲車のリスク(X共済で担保)であり、同居親族として被保険者となるB所有の乙車のリスク(Y共済で

24) 濱口・前掲注7)22頁。これに対し、平沼・前掲注7)155頁は、運転者としては自己が加入する保険を優先して使用したいというのが通常の意味であるから、X共済の本件優先払特約をY共済の他車運転特約との関係でも適用すると考えるのが、自保険優先払条項の趣旨に合致するとする。しかし、X共済の本件優先払条項によりX共済の他車運転特約がY共済の他車運転特約に優先すると考えるなら、本件とは異なり、AではなくBが他の自動車を運転中に事故を起こした場合にも、X共済から保険金が支払われることになる。しかし、その結果は、Bの通常の意味に反するだろうから(平沼・前掲注7)156頁注56で言及される竹瀝修教授の指摘を参照)、説明に窮することになる。これに対する、平沼・前掲注7)156頁注56の反論は、要するに、被保険者の選択を優先させるべきであるというものである。しかし、論者の主張を優先払特約の解釈で実現することは難しく、被保険者の同意要件を認めるか否かの問題(論点①③)として考える方がよいように思われる。

担保)ではない、したがって本件車両に甲車のリスクが移転しているから、甲車に付されたX共済が負担すべきである、と主張するものがある²⁵⁾。

もっとも、例えばBが甲車を運転し、Aが他車を運転する場合に、X共済の本件優先払特約をY共済との関係でも適用するなら、X共済が「2台」分の事故リスクを負担する一方で、Y共済は、Bが運転する甲車の事故リスクも、Aが運転する他車の事故リスクも負担しないことになり得る。この場合に、Bが乙車ではなく甲車を運転する間、乙車を運転する可能性があるのはAである（AとB以外に親族関係にある者はいないとしておく）。そのAが、乙車ではなく他車を運転するなら、乙車の事故リスクはAが運転する他車に「移転」しているといえることができる。そうすると、Y共済がA運転の他車の事故リスクを負担すると考えるのが、論者がいう「リスク移転」という意味では実態に即しているようにも思える。

しかしながら、自保険優先払条項がX共済の他車運転特約にのみ存在し、Y共済の他車運転特約には存在しないため、自保険優先払条項の解釈として「実態」に即した保険適用を導くことはできない。また、仮にX共済にもY共済にも自保険優先払条項があったとして、X共済の自保険優先払条項は適用せず、Y共済の自保険優先払条項のみを適用すると解釈することは難しいのではないか。もしかすると、「リスク移転」の実態に合わせて適用の可否を決めればよいということなのかもしれない。とはいえ、考えるべき被保険者がAとBの2人だけならいくつかのパターンのみ検討すればいいので対応できるが、任意自動車保険において、記名被保険者以外の被保険者は多数存在し得るので、事例ごとの状況に合わせた複雑・多様な解釈をする必要があり、法的安定性を欠くといわざるを得ない。そのため、論者の主張を自保険優先払条項の解釈で実現することは難しく、被保険者の同意要件を認めるか否かの問題（論点①③）として考える方がよいように思われる。

25) 平沼・前掲注7)155頁。

以上より、本判決の論点②に関する判示は、特に問題ないように思われる²⁶⁾。

(3) 論点①③について

論点①③の前提として、まず、借用運転者加入保険の他車運転特約と貸主加入の保険との間で重複保険となるときについて、保険給付をした一方の保険者が、他方の保険者に対し、保険法20条2項に基づき求償するかといえ、現時点ではそのような実務は定着していないと指摘される²⁷⁾。その理由として、第1に事故を起こした借用運転者の意向への配慮、第2に適正な求償を実現することの困難さが指摘される²⁸⁾。

第1点目として、借用運転者としては、貸主である車両所有者に迷惑をかけないために、自己加入の保険の他車運転特約について保険金請求したにもかかわらず、同保険の保険者が借用自動車の保険の保険者に求償すれば、求償された後者の保険の保険契約者(車両所有者)は、ノンフリート等級制度における等級低下(したがって保険料増額)等の不利益を受ける可能性がある。これは、借用運転者の意向に正面から反するので、同人が加入する保険の保険者は求償しないのだとされる。第2点目として、任意自動車保険における対人・対物賠償責任保険の填補損害額は、被害者との間の交渉や訴訟手続を経て定まり、その巧拙により幅があり得るところ、求償される側の保険者がその過程に関与できないままに定まった填補損害額を押しつけられることには、問題があるなどと指摘される。

これに対し、他車運転特約同士の重複保険の場合についての議論は皆無であった²⁹⁾。とはいえ、基本的な問題構造は、借用運転者加入保険の他車

26) なお、本判決の約款解釈方法における若干特徴的な部分について、山下(徹)・前掲注6)100頁参照。

27) 山下友信=永沢徹編著『論点体系 保険法1〔第2版〕』(第一法規,2022)219頁〔坂東司朗〕。

28) 吉田・前掲注14)387頁~388頁。

29) 問題提起として、吉田・前掲注14)388頁注25。

運転特約と貸主加入の保険との重複保険の場合と同様である。一方の保険（ α 保険）の保険契約者・記名被保険者が他方の保険（ β 保険）において同居親族として被保険者になる場合に、どちらの他車運転特約に請求するかが問題となる。事故を起こした運転者が自ら加入し、保険契約者・記名被保険者になっている α 保険に請求し、 β 保険の保険契約者に等級低下等の不利益を与えないようにすることが多いと考えられる。もっとも、契約内容（保障範囲）やそれぞれの保険契約者の関係・状況次第では、 β 保険に請求する方が有利というふうに考えることもあるかもしれない。いずれにせよ、被保険者や保険契約者は自分たちの有利・不利を勘案して、どちらかの保険に請求をすることになる。保険者も、通常は、そのような被保険者・保険契約者の意向に配慮し、選択されなかった保険契約の保険者に求償することはないのだろうと思われる。

ただし、以上のような複数保険間の優劣関係ないし被保険者による選択の尊重を根拠付ける法令・約款上の根拠は存在しない³⁰⁾。保険実務の前記取扱いが商慣習であるとまで考える見解はないし、求償権行使を権利濫用と評価する者もないと思われる。前記取扱いは、あくまで保険者による自制、被保険者・保険契約者に対する配慮に過ぎないと考えられる。

そうした中で、本件では、まさにこの他車運転特約同士の重複保険の場合の求償権行使の是非が正面から取り扱われた。

本判決は、論点①について、保険法20条には、重複保険の求償権行使に被保険者の同意を要するとの定めはないことから、保険者による求償権行使に被保険者の同意は不要とする。また、論点③について、自動車保険において保険法20条2項を適用しないとする商慣習は成立していると認められないこと、約款上、複数保険間で優劣関係等を定めた規定が特にないこと、求償権行使が一切許容されないならば、保険者間で保険金支払負担の押し付け合いが起りかねないことから、本件でX共済が求償権を行使す

30) 坂東・前掲注21) 52頁参照。

ることが、商慣習に反するとか、権利の濫用に当たるといえることはできないとする。

これらの判示は、いずれも説得力があると思われる³¹⁾。法令・約款上の根拠の不存在は前記の通りである。重複保険関係にある保険者のうち最初に支払ったものがほかの保険者に一切求償できないならば、ほかの保険者に先に支払わせようとして、負担の押し付け合いが生じ、結果として保険金の支払が遅れかねないという懸念も、確かに起こる可能性は否定できない³²⁾。そのため、現行法・約款の解釈論としては、X共済による求償権行使を認めざるを得ないと思われる³³⁾。

もっとも、押し付け合いの点については、先行評釈において、求償権行使を認めるとむしろ保険金の支払が遅延する可能性があるという指摘がある³⁴⁾。ほかの保険者に求償するなら、その前提として填補損害額の確定が必要である。求償する側の保険者がこの填補損害額を一方的に決定して、求償される側の保険者に押し付けることは、後者の保険者に不利益を与える可能性があり、そのような押し付けは認められない恐れがある。そのため、求償する側の保険者が、判決で損害額を確定させるため、まずは訴訟提起を志向するようになり、その結果、被害者に対する保険金の支払は遅延する可能性があるとする。

確かに、このような理由による支払遅延の可能性も否定できないと思われる。本件では、被害者と加害者(A)との間で事故の損害額について本件確定判決があり、かつ、本件確定判決に至る過程において、Yが様々な形で関与していたので、求償される側のYが填補損害額の確定において不利益を被ることはないと思われる³⁵⁾。その一方で、本件確定判決までに、本件事故から3年程度を要している(X・Yによる保険金の支払は、本件確定

31) 山下(徹)・前掲注6)100頁。

32) 濱口・前掲注7)22頁。

33) 吉田・前掲注14)387頁、山下(徹)・前掲注6)100頁、濱口・前掲注7)22頁。

34) 平沼・前掲注7)156頁～157頁。

35) 山下(徹)・前掲注6)100頁。

判決からさらに1年9か月の後である)³⁶⁾。

求償権行使を認めるならば、求償を受ける側の保険者が填補損害額の認定に関与できることの制度的担保が必要となる³⁷⁾。その一つの方策として、保険金支払前に保険者間で連携を取り合うということは考えられるが³⁸⁾、保険者間で見解に相違がある場合に、保険金支払前の手続で全てを決めようとすれば、支払の遅延は避けられない。そのため、保険者間の調整が難航する場合には、妥結を保険金の支払後に先送りし、最終的には求償請求の訴訟で決めることにするなどの工夫が必要である。しかし、そうすると、事後の填補損害額の認定次第では、先払いした保険者が不利益を受ける可能性があるため、支払を渋る恐れが否定できない。

また、もう一つの問題として、被保険者・保険契約者の意思と無関係に保険者が求償権を行使するなら、自動車保険においては、意図せざる等級低下等の問題を避けて通れず、何らかの手当が必要である³⁹⁾。自動車保険は、ノンフリート等級制度などの「メリット・デメリット料率」という手法により、契約者間の保険料負担の公平性の観点から、当該契約の過去の保険成績や事故実績を勘案して保険料を決定することにされている⁴⁰⁾。しかし、それだけではなく、保険料増額を避けたいと思う被保険者・保険契約者に事故回避のインセンティブが与えられるという点でモラルハザード問題への対応策としても機能する。加えて、被保険者・保険契約者は、保険金請求による利益と保険料増加による負担を勘案して、保険金請求をするかしないかを決めており、その結果として、安易な保険金請求が抑制されるなどの効果もある。以上の仕組みは合理性が認められるが、この仕組

36) 濱口・前掲注7)23頁。

37) 吉田・前掲注14)388頁～389頁、山下（徹）・前掲注6)100頁。

38) 吉田・前掲注14)389頁。

39) 吉田・前掲注14)388頁～389頁、山下（徹）・前掲注6)100頁、平沼・前掲注7)146頁～148頁。

40) 東京海上日動火災保険編著『損害保険の法務と実務〔第2版〕』（金融財政事情研究会、2016）52頁。

みが機能するには、保険金請求をするかしないかを被保険者・保険契約者の選択に委ねることが望ましい。したがって、被保険者・保険契約者の意に反して等級低下等が発生することは、できるだけ避けるべきであろう。

そのため、本判決の判示は、現行法・約款の解釈としてはやむを得ず、それ自体は正当と思われるものの、様々な課題があることは否めない。他車運転特約がかかわる重複保険の場合の求償権行使につき、その可否を含めて検討を深める必要がある⁴¹⁾。そこで、次の4では、保険者の求償権行使において被保険者・保険契約者の意向を尊重するための方策について検討する。

4 保険者の求償権行使において被保険者・保険契約者の意向を尊重するための方策の検討

(1) 総 説

本節では、保険者の求償権行使において被保険者・保険契約者の意向を尊重するための方策として、約款等における対応の可能性を検討することにした。

(2) 被保険者による保険金請求権の放棄

先行評釈が指摘する方策として、被保険者による保険金請求権の放棄がある⁴²⁾。すなわち、甲保険会社の保険と乙保険会社の保険が重複保険になっている場合に、被保険者が、甲保険会社への請求を嫌い、乙保険会社のみ保険金を請求したければ、甲社に対する保険金請求権を放棄すればよい、というものである。重複保険における保険者間の求償について、民法の連帯債務に関する民法445条の(類推)適用が認められるため、単純な債務免除であれば、なお乙社は甲社に求償し得ると考えられる⁴³⁾。しか

41) 吉田・前掲注14)389頁、山下(徹)・前掲注6)100頁、濱口・前掲注7)23頁。

42) 濱口・前掲注7)22頁。

43) 山下友信監修・編『新 保険法コンメンタール(損害保険・傷害疾病保険)』(損害保

し、甲社に対する保険金請求権を放棄した上で、乙社に対し、甲社の負担額を除く部分の保険金を請求することにより、乙社は「自己の負担部分を超えて保険給付を行」うことにならないから（保険法20条2項参照）、甲社に求償することはできないと考えられる⁴⁴⁾。

この方策について、先行評釈は、事故が生じたにもかかわらず、保険を利用しないという選択をするのであれば、被保険者が自ら損害を負担するのは当然であろうと指摘する⁴⁵⁾。しかし、被保険者・保険契約者の通常の意味は、請求相手方の保険会社を選びたい一方で、保険金も満額受け取りたいというものであるように思われる。

(3) ほかの保険者の負担部分も自社が負担する旨の約款規定

先行評釈が指摘するもう一つの方策として、ほかの保険者の負担部分も自社が負担する旨の約款規定がある⁴⁶⁾。保険法20条2項は任意規定であるため、保険者間で負担部分について特段の定めをする契約を結べば、負担部分を同項が定める額（独立責任額による按分）と異なる額とすることができる。これに対し、保険者と保険契約者との間の契約で負担部分を定めたとしても、他の保険者との関係では効力を有しないと解されている⁴⁷⁾。しかし、ある保険者（甲保険会社）が他の保険者（乙保険会社）に有利な内容の定めを約款に置いて、その利益を乙社が享受しようとするのであれば、これを否定する理由はないと指摘される（民法537条参照）。そのような定めがほかの保険者との関係でも効力を有すると考えるなら、当該定めを約款に置いた保険者である甲社が被保険者に対して填補損害額を全て支払った後に、当該定めを反して、ほかの保険者乙社に求償しようとしたとき

↳ 險事業総合研究所，2021）167頁～168頁〔山本哲生〕，山下（友）・前掲注1）117頁。

44) 濱口・前掲注7) 22頁・23頁注12は、理由付けは異なるものの結論は本稿と同じである。

45) 濱口・前掲注7) 22頁。

46) 濱口・前掲注7) 22頁。

47) 山下（徹）・前掲注4) 4頁～5頁，山下（友）・前掲注1) 117頁～118頁。

に、乙社は、当該定めを援用して、請求を拒むことができるはずである。逆に、当該定めがほかの保険者との関係では何ら効力がないとすれば、ほかの保険者である乙社は甲社による求償請求を拒むことができないことになるだろう。乙社が求償に応じた結果として、被保険者・保険契約者が乙社の契約において不利益（等級低下による保険料増加など）を被った場合に、被保険者・保険契約者が、甲社に対し債務不履行に基づく損害賠償責任を追及できるに止まると思われる。

この方策は、本稿の筆者もあり得るものとする。保険法20条2項は、重複保険の場合の各保険者の支払保険金額がどうであれ（保険者と保険契約者との間の契約において独立責任額按分主義の定めを置いていたとしても）、負担部分は独立責任額を基準に定めるものとする（独立主義）。その趣旨は、業界全体としてコスト削減につながるというものである⁴⁸⁾。そして、本稿の筆者は、そのコスト削減とは、具体的には、法律関係の単純化により生ずるというよりも、独立責任額按分主義の約定がある保険契約が残存するとしても保険者間の求償が可能な限り生じないようにすることにより生ずるものと考えている⁴⁹⁾。そうすると、この方策における約款の定めは、——確かに法律関係は若干複雑になるものの——保険者間の求償を生じさせないものとする趣旨のものであるから、その利益をほかの保険者が享受しようとする限りで、ほかの保険者との関係でも効力を認めてもよく、それは実質的利益衡量としても正当化されると考えられる。

ただし、検討すべきことの1つ目として、そのような定めがあるにもかかわらず、被保険者・保険契約者が甲社ではなく乙社に請求したときには、乙社が甲社の負担部分が100%であると主張して、填補損害額の全額を求償できるかが問題となる。当該定め趣旨が、事故発生時の被保険者・保険契約者の意向にかかわらず、常に甲社の負担部分を100%とする

48) 山下（友）監修・編・前掲注43）166頁〔山本〕。これに対し、山下（友）・前掲注1）116頁は、割り切りによる決断とする。

49) 山下（徹）・前掲注4）27頁～29頁。

ものであれば、乙社は全額求償できてしかるべきであるように思われる⁵⁰⁾。しかし、通常は、被保険者・保険契約者が甲社に請求した場合について、甲社がほかの保険者に求償することを許さないとする趣旨に止まるものと考えられる。事故発生時に請求相手となる保険者の選択を認めるものにすぎないであろう。そうだとすれば、被保険者・保険契約者が甲社ではなく、乙社に請求した時点で、当該定めは適用の前提を欠くこととなって、保険法20条2項の原則に戻り、したがって、独立責任額を基準に負担部分を算定することになると考えるべきである。ただし、このように考える場合には、その旨を当該定めに明示しておくことが望ましいであろう。

検討すべきことの2つ目として、そのような定めが複数の契約で競合した場合の処理である。これも、当該定め趣旨による。まず、当該定めを置く保険者の負担部分を常に100%とする趣旨であれば、そのような定めが競合する場合は、相互に矛盾抵触するから、適用の前提を欠くものとして、保険法20条2項の原則に戻り、独立責任額を基準に負担部分を算定することになると考えるべきである。これに対し、被保険者・保険契約者による請求先の選択次第という趣旨であれば、抽象的には競合し得るものの、具体的に適用が問題になる場面では、特定の保険者が置いた定めのみが有効に適用されることになるから、矛盾抵触は生じないと考えることになるだろう。

5 おわりに

本稿では、第1に、本判決を題材に、重複保険の場合における保険者間の求償権行使に関する法律関係を検討するとともに、第2に、保険者の求償権行使において被保険者・保険契約者の意向を尊重するための方策とし

50) なお、常に甲社の負担部分が100%であると考えられる場合、それにもかかわらず、被保険者・保険契約者が乙社の保険にも加入し、重複保険にするメリットとしては、例えば、甲社の倒産リスクに備えるということが考えられる。

て、約款等における対応の可能性を検討した。

第1点目については、現行法・約款の解釈としては、本判決の判旨に賛成であるが、様々な課題があることを指摘した。

第2点目については、①被保険者による保険金請求権の放棄と②ほかの保険者の負担部分も自社が負担する旨の約款規定による対応の可能性について検討して、いずれもあり得るように思えるという結論を示した。

本稿で取り扱ったのは、重複保険の場合の保険者間の法律関係で生ずる問題のごく一部に過ぎない。今後、さらに検討を続ける必要性を痛感している。さしあたりは、本稿において、ささやかながらもこの分野の議論に資する部分があるならば望外の幸せである。

【謝辞】 本稿の執筆に当たり、平沼大輔弁護士には、草稿段階の本判決判批（平沼・前掲注7）をご提供いただいた。そのご厚意に心より感謝申し上げます。